坂出市テナント賃料給付金【申請受付要項】

【受付期間】

令和２年５月２０日（水）から同年７月３１日（金）まで

【受付方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から，申請書類は郵送にてご提出ください。坂出市役所への持参による受付は行っておりません。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。なお，申請書類の返却はいたしません。

〇郵送先〇　簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。
＜宛先＞〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市建設経済部産業課にぎわい室
坂出市テナント賃料給付金受付係　宛

※令和２年７月３１日（金）の当日消印有効です。
※封筒の裏面には差出人のご住所・氏名を必ず記載してください。
※大変恐れ入りますが，送料は申請者側でご負担をお願いします。

【申請に必要な書類の入手方法】

坂出市のホームページからダウンロードしてください。

⇒ アドレス https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kigyou/covid19-tenant.html

※新型コロナウイルス感染拡大防止ため，ホームページからの入手をお願いします。
※ホームページから入手できない場合は，①坂出市にぎわい室，②坂出市企業活力推進室，③坂出市本庁舎受付，④市内各出張所にて配布いたします。

【ご質問・お問い合わせ先】
坂出市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策担当窓口
坂出市建設経済部産業課にぎわい室
TEL：0877－44－5015
FAX：0877－46－4056

１　テナント賃料給付金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大により，売り上げが減少し，経営に大きな影響を受けている中小法人等（※1）および個人事業者に対して，テナント賃料給付金を支給するもの。

２　給付対象者（すべての項目を満たす必要があります。）

（１）市内に事業所を有する中小法人等または個人事業者で，事業用として，市内に所在する建物を賃借していること。

（２）国の「持続化給付金」の給付決定を受けていること。

（３）今後も継続して，市内で事業活動を行う意思を有すること。

（４）坂出市テナント賃料給付金支給要綱第3条第2項（※2）各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

（※1）中小法人等とは

令和２年４月１日時点において，次に掲げる要件のうちいずれか１つの要件を満たす法人をいう。ただし，組合もしくはその連合会または一般社団法人については，その直接または間接の構成員たる事業者の３分の２以上が個人または次のいずれかを満たす法人をいう。

（１）資本金の額または出資の総額が１０億円未満であること。

（２）資本金の額または出資の総額が定められていない場合は，常時使用する従業員の数が２，０００人以下であること。

（※2）坂出市テナント賃料給付金支給要綱第3条第2項

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は給付金の支給対象としない。

（１）法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

（３）政治団体

（４）宗教上の組織または団体

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。），暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（６）その他市長が適当でないと認める者

３ 給付金の額

給付金の額は，市内に事業用として借り受けた建物に係る申請月の月額賃料相当額（共益費，管理費、敷金、礼金および駐車場代を除き１,０００円未満の端数を切り捨てた額とする。）とし，上限額を１給付対象者当たり１０万円とする。

なお，給付金の支給は，１給付対象者につき１回限りとする。

※補　足

※市内に事業用として借り受けた建物が複数ある場合の取扱い

・市内に事業用として借り受けた建物が複数ある場合は，給付対象経費として，それらを足し合わせることができる。ただし，給付の額は１給付対象者当たり１０万円を上限とする。

４ 申請に必要な書類

	申請書類
（１）	坂出市テナント賃料給付金支給申請書（第１号様式）
（２）	賃貸借契約書の写し
（３）	国の「持続化給付金」の給付通知書の写し
（４）	市内に事業所を有することを証する書類
（５）	本人確認書類の写し（個人事業者の場合のみ）
（６）	給付金の振込口座の通帳等の写し
（７）	その他市長が必要と認める書類

５ 支給の決定，通知等

申請書類を受理した後，その内容を審査し，適正と認められるときは給付金を，口座振替払いにより支給する。支給・不支給の結果は，文書により通知する。

６ その他

・提出書類が全て揃っていない場合は，確認のために電話等で聞き取りをすることがある。

申請書類の詳細

（１）坂出市テナント賃料給付金支給申請書（第１号様式）

・手書きの場合は，全てペン又はボールペンで記載してください。

（消えるボールペンは使用不可。）

・【７誓約事項】について，中小法人等の代表者または個人事業者の自署または押印をお願いします。

（２）賃貸借契約書の写し

・事業用として賃借している，市内に所在する建物の賃貸借契約書の写しを提出してください。

・貸主，借主の氏名，押印，月額賃料，対象物件の記載があるものを提出してください。

・共益費，管理費，敷金，礼金および駐車場代は含みません。（純粋な家賃のみ対象）

（３）国の「持続化給付金」の給付通知書の写し

・国から送られてくる「持続化給付金」の給付通知書の写しを提出してください。

（４）市内に事業所を有することを証する書類

【中小法人等の場合】

・法人市民税確定申告書または法人市民税納税証明書等の写し

【個人事業者の場合】

・所得税確定申告に係る収支内訳書もしくは青色申告決算書または開業届出書等の写し

なお，上記書類が提出できない場合は，その理由を【５その他申請に関する補足】欄に記載し，営業の実態がわかる資料を提出してください。

（５）本人確認書類の写し　※個人事業者の場合のみ

・運転免許証（両面），個人番号カード（オモテ面のみ），パスポート等官公庁が発行した顔写真付きのものを提出してください。

（６）給付金の振込口座の通帳等の写し

・口座名義は申請者が中小法人等の場合は当該中小法人等，申請者が個人事業者の場合は当該個人に限ります。

・金融機関名，支店名，預金種別，口座番号，口座名義人が記載されたもの（通帳のオモテ面と通帳を開いた１・２ページ目の両方）をご提出ください。

（インターネットバンキングをご利用の方は上記事項が記載されたページを印刷したものでも差し支えありません。）

（７）その他市が求める必要な書類

・審査の段階で営業実態が不明瞭な場合は，別途資料の提出が必要となる可能性があります。市が求めた書類の提出がない場合や，不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定する場合もありますのでご注意ください。